1. 免税事業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容 | 備考 |
| 免税事業者の不適用となる場合(資本金1,000万円以上の新設法人) | 次の要件を満たす場合、免税事業者となることは出来ない。1. 平成22年4月1日以後、資本金1,000万円以上の法人を設立
2. 新設法人の基準期間がない事業年度(設立第１期、第２期)に、
3. 調整対象固定資産(※)の課税仕入れを行った場合

原則として３年間は、免税事業者となることはできない。* 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその付属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具器具備品等で、消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上のもの

したがって、資本金1,000万円以上の法人を設立しても、設立第1期目、第2期目に調整対象固定資産の購入がなければ、免税事業者となることができる。 | 平成22年度税制改正 |
| 免税事業者の不適用となる場合(資本金1,000万円未満の新設法人) | 平成26年4月1日以後に設立される新設法人のうち、資本金が1,000万円未満の新設法人で、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する場合。1. 他の者により株式等の50％超を保有される場合等、一定の支配関係に該当する。
2. 上記(ア)に該当する「他の者」の、基準期間の課税売上高が5億円を超えている場合。

例えば、基準期間の課税売上高が5億円超の会社が出資（50％超）して設立する子会社等をいう。 | 平成25年度税制改正 |